登録番号		氏名又は名称	青木大輔		
作成日	令和7年／2／10	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表７　出航中止基準及び帰航基準

<table>
<tr><td rowspan="6">出航中止基準</td><td colspan="2">出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）</td></tr>
<tr><td>（○）単独の判断</td><td>（　）団体による判断</td></tr>
<tr><td rowspan="4">出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。

・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中
出航地の波高　2　m以上
出航地の風速　10　m以上
出航地の視程　300　m未満
・落雷のおそれがあるとき
・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか１名でも危険と判断したとき
・その他
（　　）</td><td rowspan="4">出航中止の判断は、以下のとおり行います。
①出航中止を判断する団体名
②上記団体の代表者、連絡先
代表者
連絡先
③団体の構成員の氏名又は名称及び　登録番号
別紙１のとおり
④出航中止の判断の方法
別紙２のとおり</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>帰航基準</td><td colspan="2">案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。
・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令
・利用者に急病人やケガ人が出たとき
漁場における波高　2　m以上
漁場における風速　10　m以上
漁場における視程　300　m未満</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・落雷のおそれがあるとき
・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき
・その他（　　）</td></tr>
</table>